

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 25 年 4 月 16 日 (火) 第 8 4 8 9 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	包括外部監査契約の締結 (318) (行政監察・法人指導課) 2 年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正 (319) (福利厚生課) 2 鳥取県立県民文化会館の利用料金の一部改正 (320) (文化政策課) 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療 機関の指定 (321) (障がい福祉課) 4 鳥取県保健医療計画の変更 (322) (医療政策課) 4 指定居宅サービス事業者の指定 (323) (東部福祉保健事務所福祉企画課) 4 指定介護予防サービス事業者の指定 (324) (〃) 5 家畜検査手数料の収納事務の委託 (325) (畜産課) 5 県営土地改良事業計画の決定 (326) (農地・水保全課) 5 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (327) (水産課) 6 基本測量の終了 (328) (技術企画課) 6 土地改良区の役員の就退任 (2 件) (329・330) (中部総合事務所農林局) 6 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (331) (西部総合事務所福祉保健局) 9 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (332) (〃) 9 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (3 件) (333～335) (会計指導課) 9 鳥取県立中央病院医事会計・外来クラークに係る医療費の収納事務の委託 (336) (病院局総務課) 10
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (11) 11 鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (12) 11 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (13) 11
◇ 議会告示	鳥取県議会情報公開条例の運用状況 (7) (議事・法務政策課) 12
◇ 公 告	狩猟免許試験の実施 (緑豊かな自然課) 12 狩猟免許の更新に係る適正試験等の実施 (〃) 14 鳥取県砂利採取条例による認可状況の公表 (2 件) (鳥取県土整備事務所維持管理課) 15 鳥取県砂利採取条例による認可状況の公表 (中部総合事務所県土整備局) 16 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) 17
◇ 調達公告	落札者の決定 (病院局総務課) 18 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 18 落札者の決定 (〃) 21
◇ 正 誤	平成25年3月29日付鳥取県規則第39号中訂正 21

告 示

鳥取県告示第318号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 契約の相手方 住所 倉吉市海田西町二丁目178
氏名 高田 充征
- 2 契約期間の始期 平成25年4月8日
- 3 費用の額の算定方法 890万円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する。
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。

鳥取県告示第319号

平成5年鳥取県告示第400号（年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について）の一部を次のように改正する。

平成25年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
年齢階層	補償基礎額の 最低限度額	補償基礎額の 最高限度額	年齢階層	補償基礎額の 最低限度額	補償基礎額の 最高限度額
20歳未満	<u>4,503 円</u>	<u>12,935 円</u>	20歳未満	4,613 円	12,954 円
20歳以上25歳未満	<u>5,007 円</u>	<u>12,935 円</u>	20歳以上25歳未満	5,028 円	12,954 円
25歳以上30歳未満	<u>5,618 円</u>	<u>13,634 円</u>	25歳以上30歳未満	5,648 円	13,090 円
30歳以上35歳未満	<u>6,112 円</u>	<u>16,130 円</u>	30歳以上35歳未満	6,208 円	15,944 円
35歳以上40歳未満	<u>6,527 円</u>	<u>18,535 円</u>	35歳以上40歳未満	6,647 円	18,498 円
40歳以上45歳未満	<u>6,741 円</u>	<u>21,911 円</u>	40歳以上45歳未満	6,925 円	21,685 円
45歳以上50歳未満	<u>6,861 円</u>	<u>24,455 円</u>	45歳以上50歳未満	6,903 円	23,524 円
50歳以上55歳未満	<u>6,479 円</u>	<u>24,995 円</u>	50歳以上55歳未満	6,551 円	24,551 円
55歳以上60歳未満	<u>5,811 円</u>	<u>23,171 円</u>	55歳以上60歳未満	5,757 円	23,052 円
60歳以上65歳未満	<u>4,683 円</u>	<u>19,816 円</u>	60歳以上65歳未満	4,602 円	19,090 円
65歳以上70歳未満	3,950 円	<u>14,376 円</u>	65歳以上70歳未満	3,950 円	15,247 円
70歳以上	3,950 円	<u>12,935 円</u>	70歳以上	3,950 円	12,954 円

附 則

- 1 この告示は、平成25年4月16日から施行する。

2 改正後の規定は、平成25年4月16日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

鳥取県告示第320号

平成21年鳥取県告示第720号（鳥取県立県民文化会館の利用料金について）により告示した利用料金に追加することについて、鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（平成5年鳥取県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき平成25年4月8日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成25年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
1 利用料金				1 利用料金			
(1) 略				(1) 略			
(2) 設備利用料				(2) 設備利用料			
ア 梨花ホール				ア 梨花ホール			
		区分				区分	
種別	設備名	設置数	利用料	種別	設備名	設置数	利用料
照明設備	略		1台1回につき 2,540円	照明設備	略		1台1回につき 2,540円
	クセノンピンスポットライト (3キロワット)	4			クセノンピンスポットライト (3キロワット)	4	
	ムービングライ ト フロント用	2			ムービングライ ト フロント用	2	
	ムービングライ ト シーリング用	2			ムービングライ ト シーリング用	2	
		略				略	
移動 用 効 果 器 具・効 果 用 照 明 器 具	略		1台1回 につき 910円	移動 用 効 果 器 具・効 果 用 照 明 器 具	略		1台1回 につき 910円
	波エフェクト	4			波エフェクト	4	
	レインボウマシ ン	1			レインボウマシ ン	1	
	カラーフェーダ	12	1台1回				

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">一</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: right;">につき 300円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考 略 イ・ウ 略 2 略</p>		一		につき 300円	略				略				<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考 略 イ・ウ 略 2 略</p>					略				略			
	一		につき 300円																						
略																									
略																									
略																									
略																									

附 則

この告示は、平成25年4月16日から施行する。

鳥取県告示第321号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
株式会社結 代表取締役 小林 美加	鳥取市市場二 丁目36-1	訪問看護ステーション 結	鳥取市市場二丁目 36-1	精神通院医療	平成25年4月 9日

鳥取県告示第322号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定に基づき鳥取県保健医療計画を次のとおり変更したので、同法第30条の4第13項の規定により告示する。

平成25年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

（「次のとおり」は省略し、変更後の計画書を鳥取県未来づくり推進局県民課、福祉保健部健康医療局医療政策課、各総合事務所地域振興局及び福祉保健局健康支援課、西部総合事務所日野振興センター日野振興局並びに東部福祉保健事務所健康支援課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第323号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年4月16日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人はるひな	ながたんの里	岩美郡岩美町長谷 814	平成25年4月8日	通所介護
株式会社結	訪問看護ステーション結	鳥取市的場二丁目 36-1	平成25年4月9日	訪問看護

鳥取県告示第324号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年4月16日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人はるひな	ながたんの里	岩美郡岩美町長谷 814	平成25年4月8日	介護予防通所介護
株式会社結	訪問看護ステーション結	鳥取市的場二丁目 36-1	平成25年4月9日	介護予防訪問看護

鳥取県告示第325号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、家畜検査手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

大山乳業農業協同組合

2 委託した家畜検査手数料

平成25年3月8日付鳥取県告示第169号で命じた検査のうち、大山乳業農業協同組合の組合員から徴収するブルセラ病、結核病及びヨーネ病検査に係る手数料

3 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

鳥取県告示第326号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営地域ため池総合整備事業三谷地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成25年4月16日から同年5月7日まで
- 3 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第327号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成25年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取中山加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第328号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量「電子国土基本図（オルソ画像）作成」
- 2 作業地域 鳥取市、岩美町、若桜町及び八頭町
- 3 終了年月日 平成 25 年 3 月 29 日

鳥取県告示第329号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大倉土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年4月16日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事	田 中 朝 久	東伯郡北栄町原1113
〃	宮 地 正 吾	東伯郡北栄町穂波262
〃	南 場 俊 一	東伯郡北栄町瀬戸571
〃	福 光 孝 行	東伯郡北栄町大島753
〃	福 光 永 義	東伯郡北栄町大島866－ 2
〃	田 中 一 弘	東伯郡北栄町西穂波147
〃	山 本 忠 人	東伯郡北栄町亀谷620－ 2
〃	山 崎 信 昭	東伯郡北栄町大島1041－ 6
〃	伊 藤 公 一	倉吉市津原404－ 1
〃	長 柄 収	倉吉市谷178－ 3
〃	田 中 喜 昭	倉吉市鋤147
〃	石 川 博 巳	倉吉市尾原307
〃	松 井 進	倉吉市別所666－ 2
〃	伊 垢 離 和 弘	倉吉市別所496－ 1
〃	天 野 哲 治	倉吉市穴沢60－ 2
監 事	河 本 幹	東伯郡北栄町亀谷242
〃	河 野 宏 二	東伯郡北栄町穂波271
〃	美 田 克 彦	倉吉市津原669－ 1

平成25年 3 月 31 日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	田 中 朝 久	東伯郡北栄町原1113
〃	宮 地 正 吾	東伯郡北栄町穂波262
〃	熊 谷 義 広	東伯郡北栄町瀬戸57－ 1
〃	福 光 孝 行	東伯郡北栄町大島753
〃	福 光 永 義	東伯郡北栄町大島866－ 2
〃	田 中 一 弘	東伯郡北栄町西穂波147
〃	山 本 勝 也	東伯郡北栄町亀谷591－ 1
〃	山 崎 信 昭	東伯郡北栄町大島1041－ 6
〃	伊 藤 公 一	倉吉市津原404－ 1
〃	西 原 浩 樹	倉吉市谷396
〃	田 中 喜 昭	倉吉市鋤147
〃	石 川 博 巳	倉吉市尾原307
〃	松 井 進	倉吉市別所666－ 2
〃	石 田 繁 幸	倉吉市別所489－ 1
〃	天 野 哲 治	倉吉市穴沢60－ 2
監 事	河 本 幹	東伯郡北栄町亀谷242
〃	河 野 宏 二	東伯郡北栄町穂波271
〃	美 田 克 彦	倉吉市津原669－ 1

平成25年 4 月 1 日就任 任期 4 年

鳥取県告示第330号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北条砂丘土地改良区から役員が

退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年 4 月16日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事	西 村 勝 義	東伯郡北栄町江北577
〃	淀 瀬 裕 昭	東伯郡北栄町江北1665－ 5
〃	臼 井 功	東伯郡北栄町江北2078
〃	前 田 典 彦	東伯郡北栄町国坂492
〃	椿 薫	東伯郡北栄町国坂1649－ 4
〃	穠 田 紘 一	東伯郡北栄町北尾498
〃	岩 垣 幸 隆	東伯郡北栄町弓原372
〃	脇 坂 正 則	東伯郡北栄町下神687
〃	根 鈴 良 和	東伯郡北栄町松神720
〃	田 中 正 一	東伯郡北栄町東園334
〃	穠 山 敬 仁	東伯郡北栄町西園1073－ 1
〃	山 田 敏 広	東伯郡北栄町西園1186
〃	斉 尾 富 男	東伯郡北栄町由良宿1560
〃	山 崎 弘 巳	東伯郡北栄町妻波1291
監 事	山 下 義 明	東伯郡北栄町江北2592
〃	柿 本 一 夫	東伯郡北栄町田井341
〃	田 熊 広 史	東伯郡北栄町東園384

平成25年 3 月29日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	友 定 憲 一	東伯郡北栄町江北592
〃	淀 瀬 裕 昭	東伯郡北栄町江北1665－ 5
〃	中 田 賢 一	東伯郡北栄町江北2743－11
〃	前 田 典 彦	東伯郡北栄町国坂492
〃	椿 薫	東伯郡北栄町国坂1649－ 4
〃	穠 田 紘 一	東伯郡北栄町北尾498
〃	濱 本 哲 三	東伯郡北栄町弓原617
〃	脇 坂 正 則	東伯郡北栄町下神687
〃	前 田 榮 雄	東伯郡北栄町松神746
〃	中 井 敏 浩	東伯郡北栄町東園368－ 3
〃	濱 田 武	東伯郡北栄町西園1150
〃	信 方 道 明	東伯郡北栄町西園1095
〃	道祖尾 広 光	東伯郡北栄町由良宿1568－ 1
〃	山 崎 弘 巳	東伯郡北栄町妻波1291
監 事	山 下 義 明	東伯郡北栄町江北2592
〃	稲 本 喜 久	東伯郡北栄町田井345
〃	金 山 英 文	東伯郡北栄町東園363

平成25年 3 月30日就任 任期 4 年

鳥取県告示第331号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年4月16日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団 梶谷医院	医療法人社団 梶谷医院	米子市大崎3035	平成25年4月 8日	平成25年4月 1日	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導

鳥取県告示第332号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年4月16日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団 梶谷医院	医療法人社団 梶谷医院	米子市大崎3035	平成25年4月 8日	平成25年4月 1日	介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第333号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成25年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項第31号、第52号及び第53号、第55号の2並びに第66号の2から第66号の4までに規定する手数料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課

課長補佐 伊藤 敏行

3 委任期間

平成25年 4 月 5 日から平成26年 3 月31日まで

鳥取県告示第334号

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号）第7条に規定する徴収職員について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成25年 4 月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

硫酸ピッチ不適正保管に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づく代執行に係る費用の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県生活環境部循環型社会推進課

課長 森本 智史

課長補佐 河村 勝幸

主事 田中 大志

3 委任期間

平成25年 4 月16日から平成26年 3 月31日まで

鳥取県告示第335号

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号）第7条に規定する徴収職員について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成25年 4 月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

道路法（昭和27年法律第180号）第58条の規定に基づく原因者負担金及び行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づく代執行に係る費用の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県県土整備部道路企画課

課長補佐 金澤 明生

係長 森 朋子

主事 谷口 誉幸

3 委任期間

平成25年 4 月16日から平成26年 3 月31日まで

鳥取県告示第336号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、鳥取県立中央病院医事会計・外来クラー

クに係る医療費の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成25年4月16日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 委託の相手

株式会社ニチイ学館

2 委託期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第11号

平成25年第4回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成25年4月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

1 日時 平成25年4月23日（火） 午後4時

2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

3 議題

- (1) 明るい参議院議員通常選挙推進大会について
- (2) その他

鳥取県選挙管理委員会告示第12号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに八頭郡選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成25年4月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 9,630

鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 146,909

八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 8,540

鳥取県選挙管理委員会告示第13号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成25年 4 月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前													
1・2 略		1・2 略													
3 身体障害者支援施設		3 身体障害者支援施設													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>障害者支援施設光 洋の里</u></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	所在地	略		<u>障害者支援施設光 洋の里</u>	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>身体障害者療護施 設光洋の里</u></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	所在地	略		<u>身体障害者療護施 設光洋の里</u>	略
施設名	所在地														
略															
<u>障害者支援施設光 洋の里</u>	略														
施設名	所在地														
略															
<u>身体障害者療護施 設光洋の里</u>	略														
4 略		4 略													

議 会 告 示

鳥取県議会告示第7号

鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第18条の規定により、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成25年 4 月16日

鳥取県議会議長 伊 藤 美 都 夫

1 公文書開示請求の件数及び処理状況

件 数	処 理 状 況					
	全部開示	一部開示	非開示	開示請求拒否	不存在	取下げ
8 件		8 件				

2 異議申立ての件数及び処理状況

件数	処 理 状 況								
	鳥取県議会情報公開審査会			不服申立てに対する決定					
	諮 問	審議中	答 申	認 容	一部認容	棄 却	却 下	検 討 中	取 下 げ
1 件			1 件		1 件				

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成25年 4 月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受験対象者

鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第40条各号のいずれにも該当しないもの

2 実施期日等

実施期日	時間	場所
平成25年6月30日（日）	午前9時30分から午後5時まで	米子会場 米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂ほか
平成25年7月28日（日）	〃	鳥取会場 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎講堂ほか
平成25年8月25日（日）	〃	倉吉会場（1回目） 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所201会議室ほか
平成25年12月1日（日）	〃	倉吉会場（2回目） 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所201会議室ほか

3 試験

(1) 科目

ア 適性試験（視力、聴力及び運動能力）

イ 知識試験（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識）

ウ 技能試験（猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別）

(2) 時間

6時間30分

4 受験申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、住所地を所管する東部生活環境事務所又は総合事務所長に持参し、又は郵送すること。

(1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

(3) 80円切手1枚（受験票返送用）

5 申込受付期間

平成25年5月7日（火）から各会場ごとに次に掲げる期日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(1) 米子会場 平成25年6月19日（水）

(2) 鳥取会場 平成25年7月17日（水）

(3) 倉吉会場（1回目）平成25年8月14日（水）

(4) 倉吉会場（2回目）平成25年11月20日（水）

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

(1) 網猟免許又はわな猟免許を取得するもの

ア 法第49条各号に掲げる者 2,800円

- イ その他の者 4,300円
- (2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を取得するもの
- ア 法第49条各号に掲げる者 3,900円
- イ その他の者 5,200円
- (3) 納付方法

(1)及び(2)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 その他

詳細については、鳥取県生活環境部緑豊かな自然課（電話0857-26-7872）又は住所地を所管する事務所の次に掲げる担当課に問い合わせること。

区分	郵便番号	所在地	電話番号
東部生活環境事務所生活安全課	680-0061	鳥取市立川町六丁目176	0857-20-3676
中部総合事務所生活環境局生活安全課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3149
西部総合事務所生活環境局生活安全課	683-0054	米子市糺町一丁目160	0859-31-9320

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成25年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 実施期日等

(1) 東部生活環境事務所管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成25年7月30日（火）	午前9時から 午後1時まで	鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎講堂	鳥取市（平成16年10月31日における鳥取市、岩美郡国府町及び福部村並びに気高郡気高町、鹿野町及び青谷町の区域に限る。）又は岩美郡岩美町に住所を有する者
平成25年8月1日（木）	〃	八頭郡八頭町宮谷80 八頭町郡家公民館大集会室	鳥取市（平成16年10月31日における八頭郡河原町、用瀬町及び佐治村の区域に限る。）又は八頭郡に住所を有する者

(2) 中部総合事務所管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成25年8月6日（火）	午前9時から 午後1時まで	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所講堂	倉吉市又は東伯郡に住所を有する者

(3) 西部総合事務所管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成25年8月22日（木）	午前9時から 午後1時まで	日野郡日野町根雨140-1 鳥取県西部総合事務所日野振	日野郡に住所を有する者

		興センター会議室棟大会議室	
平成25年8月28日（水）	”	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂	米子市、境港市又は西伯郡に 住所を有する者

3 講習

(1) 科目

- ア 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令
- イ 猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理

(2) 時間

3時間

4 適性試験

講習終了後、狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性試験を行う。

- (1) 視力
- (2) 聴力
- (3) 運動能力

5 申込手続

所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて、住所地を所管する東部生活環境事務所又は総合事務所長に持参し、又は郵送すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書
- (3) 80円切手1枚（受検票返送用。郵送により申請する者のみ）

6 申込受付期間

平成25年6月10日（月）から次に掲げる期日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (1) 東部生活環境事務所管内 平成25年7月23日（火）
- (2) 中部総合事務所管内 平成25年7月30日（火）
- (3) 西部総合事務所管内 平成25年8月15日（木）

7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

- (1) 狩猟免許更新手数料 2,800円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 その他

詳細については、鳥取県生活環境部緑豊かな自然課（電話0857-26-7872）又は住所地を所管する事務所の次に掲げる担当課に問い合わせること。

区分	郵便番号	所在地	電話番号
東部生活環境事務所生活安全課	680-0061	鳥取市立川町六丁目176	0857-20-3676
中部総合事務所生活環境局生活安全課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3149
西部総合事務所生活環境局生活安全課	683-0054	米子市糺町一丁目160	0859-31-9320

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例

(平成15年鳥取県条例第73号) 第11条の規定により次のとおり公表する。

平成25年 4 月16日

鳥取県土整備事務所長 長 本 敏 澄

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
千馬商会 代表者 千馬 高広	鳥取市湖山町北三丁目 468	鳥取市三津字大浜ノ四 1233 - 1 外 4 筆 (3,496平方メートル)	砂 (10,248立方メートル)	平成25年3月13日から 平成26年3月12日まで	平成25年3月13日
有限会社コウメイ 代表取締役 岡村 直美	鳥取市湖山町西一丁目 692	鳥取市湖山町西二丁目405 (983平方メートル)	砂 (1,687立方メートル)	平成25年3月27日から 平成26年3月26日まで	平成25年3月27日

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成25年 4 月16日

鳥取県土整備事務所長 長 本 敏 澄

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社相互商事 代表取締役 千馬 幹男	鳥取市湖山町北三丁目 468	鳥取市伏野字砂浜 2322 外 2 筆 (4,740平方メートル)	砂 (9,550立方メートル)	採取の期間	平成24年3月12日から平成25年3月11日まで	平成24年3月12日から平成26年3月11日まで	平成25年3月11日

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成25年 4 月16日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	

オグラ建設株式会社 代表取締役 小椋 知章	東伯郡北栄町江北38	東伯郡北栄町江北字応神道2413外 1筆 (3,226平方メートル)	砂 (5,014立 方メートル)	平成24年10月 1日から平成 25年2月15日 まで	平成24年9月 26日
		東伯郡北栄町国坂字東汐川前2856 外3筆 字汐川前1613-1 字西汐川前2840外2筆 字大東2851-1 (7,236平方メートル)	砂 (9,634立 方メートル)	平成24年10月 1日から平成 25年2月15日 まで	平成24年9月 26日
株式会社エイワン商事 代表取締役 永田 一郎	東伯郡北栄町東園631 -1	東伯郡北栄町松神字東灘山1214- 1外2筆 (4,453.7平方メートル)	砂 (13,813. 7立方メー トル)	平成24年11月 1日から平成 25年2月15日 まで	平成24年11月 1日
株式会社北和 代表取締役 伊藤 孝一	東伯郡北栄町由良宿 2031	東伯郡北栄町松神字東峯965-1 外4筆 (5,947平方メートル)	砂 (3,641立 方メートル)	平成24年11月 13日から平成 25年2月15日 まで	平成24年11月 13日
オグラ建設株式会社 代表取締役 小椋 知章	東伯郡北栄町江北38	東伯郡北栄町国坂字東沖小野2653 外1筆 東伯郡北栄町国坂字西汐川前2840 外4筆 (9,980平方メートル)	砂 (10,046 立方メー トル)	平成25年4月 1日から平成 26年3月31日 まで	平成25年3月 29日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成25年4月16日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成25年5月20日 午前8時30分から 午前11時30分まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 $\frac{1}{2}$ 号の散弾	6人
平成25年5月20日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い

- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作
- (2) 猟銃の射撃
 - 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- 4 受講申込手続
 - 所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 12,300円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
 - (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
 - (2) 猟銃・空気銃所持許可証
 - (3) 技能講習通知書
- 7 その他
 - 詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年4月16日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 電動ベッド 50式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成25年1月31日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 鳥取医療器株式会社
鳥取市西品治815-8 |
| 5 落札金額 | 26,565,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成24年12月21日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立厚生病院事務局管財課
倉吉市東昭和町150 |

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

ポイントセンサーシステム賃貸借 2セット

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成25年5月22日（水）から同月28日（火）まで

(4) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成25年4月16日（火）から同年5月10日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がその他の物品のその他又はその他の賃借のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年4月30日（火）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(4) この公告に示した業務を確実に履行できる者であること。

(5) 県との協力・連携体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成25年4月16日（火）から同月24日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年5月10日（金）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月9日（木）午後5時までとする。）

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成25年5月2日（木）午後5時までに提出し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 4 月 16 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|---|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県警察本部交通管制システム保守委託業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成 25 年 3 月 26 日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 住友電工システムソリューション株式会社大阪支社
大阪府大阪市西区土佐堀二丁目 2 - 4 |
| 5 落 札 金 額 | 49,350,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成 25 年 2 月 15 日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目 271 |

正 誤

平成 25 年 3 月 29 日付鳥取県公報号外第 42 号の鳥取県規則第 39 号（鳥取県行政組織規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 85

行 下から 7

誤 第 12 条

正 第 17 条